

論点について（素案）

【総論】

農業の労働災害による死亡者数は概ね 10 人台で推移しているが、このうち自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による死亡災害は毎年発生している。

労働安全衛生法令では、車両系建設機械や車両系木材伐出機械等は法令に明記されており、その構造や作業方法等が規制されているが、車両系農業機械は明記されておらず、また、こうした機械による死亡災害が毎年発生しているなど、十分な対策が講じられているとは言えない状況にある。

このようなことから、車両系農業機械を対象として必要な措置を検討し、労働安全衛生法令に基づく安全対策を講じていくことが必要ではないか。

【各論】

○ 規制対象とすべき車両系農業機械について

労働安全衛生法令による規制の対象とすべき車両系農業機械について、労働災害の発生状況、当該機械の流通状況等を踏まえ、次の車両系農業機械を中心に検討してはどうか。

- ・ 乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤー、農用高所作業機、農用運搬車

○ 車両系農業機械に対する規制の内容

車両系農業機械の災害は、主として不適切な取扱いに起因するものであり、機械そのものの構造によるものではないこと、また、就業制限業務のように他の労働者や一般公衆にまで被害を及ぼすそれが高いものではないことから、平成 26 年の労働安全衛生規則改正により規制対象となった車両系木材伐出機械と同程度の措置を念頭に置き、個別の機械の特性に応じて必要な措置を検討してはどうか。

【参考】車両系木材伐出機械の主な規制（参考資料3参照）

・ 運転の業務につく者への教育

特別教育の実施

・ 構造に係る措置

前照灯、ヘッドガード、防護柵、転倒時保護構造、シートベルト 等

・ 使用等に係る措置

調査・記録、作業計画、作業指揮者、制限速度、運行経路、誘導者・合図、立入禁止、運転位置から離れる場合の措置、移送時の措置、搭乗制限、使用の制限、用途外使用の禁止、アタッチメント交換時の措置、悪天候時の措置、保護帽の着用、検査・点検・補修、等

○ その他

労働安全衛生法令により車両系農業機械を規制する場合、法令の周知期間、経過措置等についてどう考えるか。また、特別教育の内容、時間、カリキュラム、科目の省略等についてどう考えるか。

(参考) 車両系建設機械と車両系木材伐出機械等の規制について

	車両系建設機械	車両系木材伐出機械等
定義	ドラグ・ショベル等で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積等を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの
使用等に関する規制	調査・記録、作業計画、作業指揮者、制限速度等について労働安全衛生規則で規制	調査・記録、作業計画、作業指揮者、制限速度等について労働安全衛生規則で規制
機械の構造に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯、ヘッドガード等について労働安全衛生規則 ・構造の規格を定め、規格を満たさない場合は流通・譲渡等を禁止 	前照灯、ヘッドガード等について労働安全衛生規則で規制
就業制限・労働者への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の重量のものは就業を制限し技能講習の修了が必要 ・上記以外は、事業者による特別教育の実施が必要 	事業者による特別教育の実施が必要
作業の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場等では、機械の周囲に多数の労働者等がいる場合が少なくない。 ・災害発生時には、運転者のみならず周囲の労働者、一般公衆にまで被害が及ぶ恐れあり 	周囲に運転者以外の労働者がいる場合は少ない。